

後付け安全運転支援装置設置費に 補助金を交付します！！

アクセルとブレーキの踏み間違いによる交通事故を防止するため、現在使用されている自動車に後付けできる安全運転支援装置の購入・設置を補助します。

補助額

- ◎ 障害物検知機能**付き**の安全運転支援装置
購入設置費用に2分の1を乗じて得た額
上限額：32,000円
- ◎ 障害物検知機能**なし**の安全運転支援装置
購入設置費用に2分の1を乗じて得た額
上限額：16,000円

装置は国土交通省の性能認定を受けた 後付けの急発進等抑制装置に限ります

☑対象となる方（下の要件全てを満たす必要があります。）

- ・市内在住の65歳以上（令和7年3月31日時点）の方
- ・市税及び自動車税を滞納していない方
- ・自動車検査証の「使用者」として記載のある方

☑対象となる車両

- ・申請者が普段から使用している自家用の自動車

☑問い合わせ先

- ・制度について → 新城市役所行政課 電話0536-23-7611
- ・装置の性能について → お近くの車屋さん



ご注意!

- ☑ 装置は自動でブレーキが作動するものではありませんので、必ずご自身でブレーキを踏んで停止してください。
- ☑ 申請期限は令和7年3月1日までです。
- ☑ 補助金制度は、令和6年度での終了を予定しています。

■ 補助金の申請の流れ

① 装置の設置後、必要書類を添付し申請書を市へ提出

◇ 必要書類

- ア 自動車検査証の写し
- イ 運転免許証の写し
- ウ 装置を販売及び設置した事業者が発行した領収書の写し
- エ 安全運転支援装置のカタログ等機能が分かる書類
- オ 安全運転支援装置販売・設置証明書（販売設置事業者が記入）

② 交付決定通知が届いたら、補助金請求書を市へ提出

振込先の分かる通帳又はキャッシュカードのコピーを添付してください。

③ 指定した口座に補助金が振り込まれます

請求から振込みまでに3週間程度かかります。

